

○海部地区水防事務組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

昭和 48 年 6 月 6 日
条例第 7 号

改正 平成 8 年 11 月 29 日条例第 4 号
平成 22 年 2 月 15 日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 35 条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第 2 条 職員の職務に専念する義務の免除については、愛西市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成 17 年愛西市条例第 35 号）の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 11 月 29 日条例第 4 号）

この条例は、平成 8 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 2 月 15 日条例第 1 号）

この条例は、平成 22 年 3 月 22 日から施行する。